

鳥取市生活バス路線運行費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市生活バス路線運行費等補助金（以下「本補助金」という。）について鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、利用者の減少により市民の日常生活に必要な交通手段であるバスの運行維持が困難になっている路線において、バスを運行する事業者に対し、補助金を交付し、もって地域の福祉の向上に資することを目的とする。

(補助対象事業者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、バス運行対策補助金交付要綱（平成13年国自旅第16号）第2条で定める乗合バス事業者とする。

(補助対象路線等)

第4条 本補助金の交付の対象となる路線、経費及び算定方法は、次の各号に掲げる事業に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

(1) 生活バス路線維持費補助事業 別表第1に掲げる路線、経費及び算定方法

(2) 新交通体系促進補助事業 別表第2に掲げる路線、経費及び算定方法

2 本補助金の交付の対象となる経費の額は、仕入控除税税額（当該経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税税率を乗じて得られた金額との合計額をいう。以下同じ。）を除くものとする。

3 本補助金の交付の対象となる期間は、本補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の10月1日から当該会計年度の9月30日までの期間とする。

(補助金の額の算定)

第5条 本補助金は、前条第1項各号に掲げる事業に応じ、それぞれ当該各号に掲げる算定方法による額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請書類に添付する書類)

第6条 規則第4条第1号及び第2号に掲げる書類は、生活バス路線維持費補助事業にあつては様式第1号及び様式第2号、新交通体系促進補助金事業にあつては様式1号及び様式第3号とする。

2 規則第4条第4号に掲げる書類は、次の各号に掲げる事業に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

(1) 生活バス路線維持費補助事業

ア 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

イ 補助対象期間における運行系統別輸送実績及び補助金算定表

ウ 補助対象期間における補助対象系統ごとの損益の内訳及び平均乗車密度を記載した書面

エ 「地域キロ当たり標準経常費用」、「乗合バス事業者キロ当たり経常費用」を明らかにした書面
オ 補助対象路線の運行系統図

(2) 新交通体系促進補助事業

ア 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
イ 補助対象期間における運行系統別輸送実績及び補助金算定表
ウ 補助対象期間の補助対象系統ごとの損益の内訳及び平均乗車密度を明らかにした書面
エ 「地域キロ当たり標準経常費用」、「乗合バス事業者キロ当たり経常費用」を明らかにした書面
オ 補助対象路線の運行系統図

(交付申請の時期)

第7条 本補助金の交付申請は、それぞれ会計年度の12月10日までに行わなければならない。

2 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでない場合は、第4条第2項の規定に関わらず、仕入控除税額を含む経費の額により算定した額の範囲内で交付申請をすることができる。

(着手届を要しない場合)

第8条 規則第10条第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号及に定める書類は、生活バス路線維持費補助事業にあつては様式第1号及び様式第2号、新交通体系促進補助事業にあつては様式第1号及び様式第3号とし、同条の規定による報告は本補助金交付申請と同時に行うものとする。

2 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

3 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超える場合は、交付決定控除税額）を超える時は、速やかに市長に報告し、その返還命令を受けて、当該超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(その他)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、運行費補助金の交付について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成14年3月12日から施行し、平成13年4月1日から適用する。
(補助金の算定方法の特例)
- 2 第4条第1項第1号の規定にかかわらず、令和2年度に限り、生活バス路線維持費補助事業に係る補助金の算定方法は、補助対象経費×100/100(ただし、令和2年度において鳥取県新型コロナウイルス対策路線バス事業者緊急応援事業補助金又は鳥取市路線バス運行継続緊急支援事業補助金の交付を受けた場合は、当該補助金の交付確定額を控除した額)とする。
- 3 令和2年度に限り、新交通体系促進補助事業に係る補助金の算定においては、別表第2中「※佐治、西郷、勝部、散岐及び江波赤波以外の路線で、平均乗車密度が1.5人未満の系統においては、上記で算定された補助金額に10分の9を乗じた額とする。」とあるのは、「令和2年度において鳥取県新型コロナウイルス対策路線バス事業者緊急応援事業補助金又は鳥取市路線バス運行継続緊急支援事業補助金の交付を受けた場合は、当該補助金の交付確定額を控除した額とする。」とする。
- 4 第4条第1項第1号の規定にかかわらず、令和3年度に限り、生活バス路線維持費補助事業に係る補助金の算定方法は、補助対象経費×100/100(ただし、令和3年度において鳥取市路線バス運行継続緊急支援事業補助金の交付を受けた場合は、当該補助金の交付確定額を控除した額)とする。
- 5 令和3年度に限り、新交通体系促進補助事業に係る補助金の算定においては、別表第2中「※佐治、西郷、勝部、散岐及び江波赤波以外の路線で、平均乗車密度が1.5人未満の系統においては、上記で算定された補助金額に10分の9を乗じた額とする。」とあるのは、「令和3年度において鳥取市路線バス運行継続緊急支援事業補助金の交付を受けた場合は、当該補助金の交付確定額を控除した額とする。」とする。

附 則

この要綱は平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成16年12月6日から施行し、平成15年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成18年3月24日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行し、平成22年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年7月31日から施行し、平成27年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年3月2日から施行し、平成29年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年12月10日から施行し、令和元年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年11月5日から施行し、令和2年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年11月19日から施行し、令和3年度の補助事業から適用する。

鳥取市長 様

住所
事業者名
代表者

年度鳥取市生活バス路線運行費等補助金事業計画（報告）書

1 運行系統数及び補助金額

運行系統数	補助金申請額
系統	千円

2 補助金の交付を受けようとする理由

3 申請事業者の概要

(1) 乗合バス事業者の概要

補助対象 期間の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用	千円（イ）
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
乗合バス事業の 補助対象期間の 実車走行キロ	口				経常収支率	%
	km					

(2) 代替バス事業者の概要

補助対象 期間の 損益状況	代 替 バ ス 事 業					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
代替バス事業の 補助対象期間の 実車走行キロ					経常収支率	%
	km（口）					

4 キロあたり補助対象経常費用

(1) 乗合バス・キロあたり補助対象経常費用

乗合バス事業者キロあたり経常 費用（実績）（ハ）	地域キロあたり標準 経常費用（二）	キロあたり補助対象経常費用
		（ハ）又は（二）のいずれか少ない方の額（ホ）

(2) 代替バス・キロあたり補助対象経常費用

代替バス事業者キロあたり経常 費用（実績）（ハ'）	地域キロあたり標準 経常費用（二'）	キロあたり補助対象経常費用
		（ハ'）又は（二'）のいずれか少ない方の額（ホ'）

年度生活路バス路線維持費補助事業計画（報告）書

1 運行路線の概要

路線名	系統名	起点・ 終点 (経路 地)	系統 キロ 程	平均乗 車密度	運 行 回 数	輸 送 量	実車走 行キロ 程	補助対 象キロ 程	経 常 費 用	経 常 収 益	損 益	収 支 比 率	補助対 象経費 の総額	補助 金交 付申 請額
			km				km	km	千 円	千 円			千 円	千 円
路線	計													

2 補助金申請額 (単位：円)

補助対象経費の総額	補助金申請額
	円
合 計	

3 収支予算（決算）

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予算（決算）額	備考
市補助金		
合 計		

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	内 容	経 費	積算内訳
運行費			
合 計			

(記載要領)

- ・補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の10月1日から当該年度の9月30日までである。
- ・補助金申請額は、1,000円未満は切り捨てること。
- ・申請様式中の「法」とは道路運送法(昭和26年法律第183号)のことである。
- ・「キロ当たり経常費用」の各欄は、道路運送法第4条による乗合バス事業と改正前の道路運送法(平成18年10月1日一部改正)第21条による代替バス事業を区分して記載すること。
- ・補助対象事業者の決算期間が補助対象期間と相違している事業者にあつては、一般旅客事業者運送事業会計規則に従つて補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を補助対象期間の損益状況欄に記載すること。
- ・補助対象期間の損益状況の欄中路線バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付自総第388号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- ・地域キロ当たり標準経常費用は、バス運行対策費補助金交付要綱(平成13年5月15日付国自旅第16号)の「地域キロ当たり標準経常費用」によること。
- ・キロ当たりの補助対象経常費用は、銭未満については切り捨てること。
- ・県外区間走行キロ程がある場合、「3運行系統の概要」中の「経常費用」「経常収益」は、県内区間走行キロ程に係るもののみ記載すること。
- ・平均乗車密度は、「運行収入」÷「実車走行キロ」÷「平均賃率」と連算し、その値について小数点以下第1位(第2位以下切捨て)まで算出し記載すること。
- ・1日の運行回数は1往復を1回とし、補助対象期間の1日当たりの平均運行回数を記載すること。
- ・起点・終点欄にはその地名及び主な経由地名を記載すること。
- ・実車走行キロ程は、小数点第1位(第2位以下切捨て)まで算出し、補助対象期間の総走行キロを記載すること。

年度新交通体系促進補助事業計画（報告）書

1 補助金の交付を受けようとする理由

2 運行路線の概要

系統名	起点・終点 (経路地)	系統 キロ程	平均 乗車 密度	運行回 数	輸送 量	実車 走行 キロ程	補助対 象キロ 程	經常 費用	經常 収益	損益	収支 比率	補助対象 経費の総 額	補助金 交付申 請額
		km				km	km	千円	千円			千円	
路線	計												

3 補助金申請額 (単位：円)

補助対象経費の総額	補助金申請額
	円
合 計	

4 収支予算（決算）

(1) 収入の部 (単位：円)

区 分	予算（決算）額	備考
市補助金		
合 計		

(2) 支出の部 (単位：円)

区 分	予算（決算）額	備考
運行費		
合 計		

(記載要領)

- 補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の10月1日から当該年度の9月30日までである。
- 補助金申請額は、1,000円未満は切り捨てること。
- 申請様式中の「法」とは道路運送法(昭和26年法律第183号)のことである。
- 「キロ当たり経常費用」の各欄は、道路運送法第4条による乗合バス事業と改正前の道路運送法(平成18年10月1日一部改正)第21条による代替バス事業を区分して記載すること。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間と相違している事業者にあつては、一般旅客事業者運送事業会計規則に従つて補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を補助対象期間の損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間の損益状況の欄中路線バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付自総第388号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、バス運行対策費補助金交付要綱(平成13年5月15日付国自旅第16号)の「地域キロ当たり標準経常費用」によること。
- キロ当たりの補助対象経常費用は、銭未満については切り捨てること。
- 県外区間走行キロ程がある場合、「3運行系統の概要」中の「経常費用」「経常収益」は、県内区間走行キロ程に係るもののみ記載すること。
- 平均乗車密度は、「運行収入」÷「実車走行キロ」÷「平均賃率」と連算し、その値について小数点以下第1位(第2位以下切捨て)まで算出し記載すること。
- 1日の運行回数は1往復を1回とし、補助対象期間の1日当たりの平均運行回数を記載すること。
- 起点・終点欄にはその地名及び主な経由地名を記載すること。
- 実車走行キロ程は、小数点第1位(第2位以下切捨て)まで算出し、補助対象期間の総走行キロを記載すること。

別表第1 (第4条関係) 生活バス路線維持費補助金

補助対象路線				補助対象経費	補助基準値		補助金の算定方法
路線名	地域区分			地域区分	基準値 (収支比率)	1 東郷線 補助対象経費×100/100	2 東郷線以外 補助基準値に応じて収支比率の区分ごとに次のとおり計算する。 ① 市街化区域内に区分される路線の場合
	市街化 区域内	市街化 区域外	中山間 地域				
1 神戸線		○		※ 経常費用とは、国庫補助金交付要綱第2条で定められた「地域キロ当たり標準経常費用」と「乗合バス事業者キロ当たり経常費用」のいずれか少ない方の額に補助対象路線の実車走行キロ数を乗じて積算した額をいう。 ※ 収支比率とは、経常費用に対する路線単位の経常収益の割合をいう。	100%		
2 横枕線		○			90%未満 90%以上の場合	補助対象経費×95/100	
3 松上線		○			90%未満 80%以上の場合	(経常費用×10/100×95/100) + {補助対象経費 - (経常費用×10/100)} × 70/100	
4 吉岡線		○			80%未満 70%以上の場合	{(経常費用×10/100×95/100) + (経常費用×10/100×70/100)} + {補助対象経費 - (経常費用×20/100)} × 45/100	
5 湖岸線		○			70%未満 60%以上の場合	(経常費用×10/100×95/100) + (経常費用×10/100×70/100) + {補助対象経費 - (経常費用×30/100)} × 20/100	
6 湖山鳥大線	○				60%未満の場合	(経常費用×10/100×95/100) + (経常費用×10/100×70/100) + (経常費用×10/100×45/100)	
7 賀露線	○				② 市街化区域外に区分される路線の場合		
8 東郷線		○			100%未満	補助対象経費×100/100	
9 八坂線		○			70%以上の場合	(経常費用×30/100) + {補助対象経費 - (経常費用×30/100)} × 95/100	
10 津ノ井倉田線		○			70%未満	(経常費用×30/100) + (経常費用×10/100×95/100)	
11 北園線	○				50%以上の場合	{補助対象経費 - (経常費用×40/100)} × 70/100	
12 梶川中央病院線	○				50%未満	(経常費用×30/100) + (経常費用×10/100×95/100)	
13 桜谷循環線	○				40%以上の場合	{(経常費用×10/100×70/100) + {補助対象経費 - (経常費用×50/100)} × 45/100}	
14 桜谷線 (積善学園を經由するものに限る。)	○				40%未満	(経常費用×30/100) + (経常費用×10/100×95/100) + (経常費用×10/100×70/100)	
15 若葉台線	○				30%以上の場合	{(経常費用×10/100×45/100) + {補助対象経費 - (経常費用×60/100)} × 20/100}	
16 十六本松線	○				30%未満の場合	(経常費用×30/100) + (経常費用×10/100×95/100) + (経常費用×10/100×70/100)	
17 百谷線 (旧福部線) (新交通体系促進補助事業の対象とならない系統であって、稲葉山小学校前を經由するものに限る。)		○			③ 中山間地域に区分される路線の場合		
18 西郷線 (新交通体系促進補助事業の対象とならない系統に限る。)			○		100%未満	補助対象経費×100/100	
19 散岐線 (新交通体系促進補助事業の対象とならない系統に限る。)			○		60%以上の場合	(経常費用×40/100) + {補助対象経費 - (経常費用×40/100)} × 95/100	
20 江波赤波線			○		60%未満	(経常費用×40/100) + (経常費用×10/100×95/100)	
21 河内上光線 (新交通体系促進補助事業の対象とならない系統に限る。)			○		40%以上の場合	{補助対象経費 - (経常費用×50/100)} × 70/100	
22 勝部線 (新交通体系促進補助事業の対象とならない系統に限る。)			○		40%未満	(経常費用×40/100) + (経常費用×10/100×95/100)	
23 日置線 (新交通体系促進補助事業の対象とならない系統に限る。)			○		30%以上の場合	{(経常費用×10/100×70/100) + {補助対象経費 - (経常費用×60/100)} × 45/100}	
				30%未満	(経常費用×40/100) + (経常費用×10/100×95/100) + (経常費用×10/100×70/100)		
				20%以上の場合	{(経常費用×10/100×45/100) + {補助対象経費 - (経常費用×70/100)} × 20/100}		
				20%未満の場合	(経常費用×40/100) + (経常費用×10/100×95/100) + (経常費用×10/100×70/100)		
					{(経常費用×10/100×45/100) + (経常費用×10/100×20/100)}		

注) 1 「平均乗車密度」とは、「運行収入」÷「実車走行キロ」÷「平均賃率」と連算し算出した値をいう。
 2 「平均賃率」とは、「停留所相互間総運賃額」÷「停留所相互間総キロ数」により算出した値をいう。
 3 「「地域キロ当たり標準経常費用」及び「乗合バス事業者キロ当たり経常費用」とは、バス運行対策費補助金交付要綱(平成13年5月15日付国自旅第16号)第2条で規定されたものをいう。
 4 「補助対象期間」とは、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の10月1日から当該年度の9月30日までの期間をいう。
 5 「事業者」とは、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業で、同法第4条第1項の国土交通大臣の許可を受けた者をいう。

別表第2（第4条関係） 新交通体系促進補助金

補助対象路線	補助対象経費	補助金の算定方法																														
<table border="1" data-bbox="188 252 577 671"> <thead> <tr> <th></th> <th>補助対象路線名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>市内岩倉</td></tr> <tr><td>2</td><td>中河原</td></tr> <tr><td>3</td><td>佐治</td></tr> <tr><td>4</td><td>西郷</td></tr> <tr><td>5</td><td>吉岡</td></tr> <tr><td>6</td><td>湖岸</td></tr> <tr><td>7</td><td>鹿野</td></tr> <tr><td>8</td><td>勝部</td></tr> <tr><td>9</td><td>日置</td></tr> <tr><td>10</td><td>百谷(旧福部線)</td></tr> <tr><td>11</td><td>散岐</td></tr> <tr><td>12</td><td>江波赤波</td></tr> <tr><td>13</td><td>河内上光</td></tr> <tr><td>14</td><td>用瀬</td></tr> </tbody> </table> <p data-bbox="219 699 546 719">次の要件をすべて満たす系統をとする。</p> <p data-bbox="208 746 651 916">(1) 平成18年9月30日現在で鳥取市広域バス路線維持費補助金交付要綱の一部を改正する要綱(平成19年9月施行)による改正前の鳥取市広域バス路線維持費補助金交付要綱による広域バス路線維持費補助金の対象であった系統 (2) 上記(1)のうち広域バス路線維持費補助金の対象外となった系統</p>		補助対象路線名	1	市内岩倉	2	中河原	3	佐治	4	西郷	5	吉岡	6	湖岸	7	鹿野	8	勝部	9	日置	10	百谷(旧福部線)	11	散岐	12	江波赤波	13	河内上光	14	用瀬	<p data-bbox="667 256 1312 453">補助対象期間に、新交通体系促進補助系統を運行するために要する経費のうち次の積算方法により得られた額とする。 「地域キロ当たり標準経常費用」と「乗合バス事業者キロ当たり経常費用」のいずれか少ない方の額に新交通体系促進補助統の実車走行キロ数を乗じて積算した額から当該系統の収入を差し引いた運行赤字額とする。ただし、「地域キロ当たり標準経常費用」より「乗合バス事業者キロ当たり経常費用」が少ない場合は、その差額の1割を「乗合バス事業者キロ当たり経常費用」に加えた額を、「乗合バス事業者キロ当たり経常費用」として積算する。</p>	<p data-bbox="1335 256 1845 424">補助対象経費×{(新交通体系促進系統の市内における系統キロ数-1km)+(1km÷関係する市町村の数)}÷新交通体系促進系統の始点から終点までの系統キロ数。ただし、1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。 ※佐治、西郷、勝部、散岐及び江波赤波以外の路線で、平均乗車密度が1.5人未満の系統においては、上記で算定された補助金額に10分の9を乗じた額とする。</p>
	補助対象路線名																															
1	市内岩倉																															
2	中河原																															
3	佐治																															
4	西郷																															
5	吉岡																															
6	湖岸																															
7	鹿野																															
8	勝部																															
9	日置																															
10	百谷(旧福部線)																															
11	散岐																															
12	江波赤波																															
13	河内上光																															
14	用瀬																															

- 注) 1 「平均乗車密度」とは、「運行収入」÷「実車走行キロ」÷「平均賃率」と連算し算出した値をいう。
 2 「平均賃率」とは、「停留所相互間総運賃額」÷「停留所相互間総キロ数」により算出した値をいう。
 3 「地域キロ当たり標準経常費用」及び「乗合バス事業者キロ当たり経常費用」とは、バス運行対策費補助金交付要綱(平成13年5月15日付国自旅第16号)第2条で規定されたものをいう。
 4 「補助対象期間」とは、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の10月1日から当該年度の9月30日までの期間をいう。
 5 「事業者」とは、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業で、同法第4条第1項の国土交通大臣の許可を受けた者又は同法第79条の国土交通大臣の行う登録を受けた者をいう。